

政務活動費 会計帳簿

議員氏名: 石田宗久

31年4月度

年月日	使途区分	使途項目	領収書整理番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	控分率 (負担分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
H31.4.5	A	調査研究費	1	ガソリン代		5,675	50%	2,837	上原成商事株式会社	
H31.4.15	A	調査研究費	2	ガソリン代		4,524	50%	2,262	中野石油株式会社	
H31.4.12	C	広聴広報費	3	ホームページ管理費		10,800	100%	10,800	アズシステム株式会社	
H31.4.26	G	資料購入費	4	京都新聞購読料		4,037	100%	4,037	京都新聞	
R1.5.7	G	資料購入費	5	聖教新聞購読料		1,934	100%	1,934	茂龍哲生販売店	
H31.4.4	H	事務所費	6	政務活動事務所家賃・水道光熱費		60,130	90%	54,117	株京森情本舗	
H31.4.23	H	事務所費	7	政務活動用車両ガレージ代		15,420	90%	13,878	株エリッツ建物管理	
H31.4.23	H	事務所費	7	政務活動用車両ガレージ代振込手数料		108	90%	97		
R1.5.7	H	事務所費	8	来客用ガレージ代		13,478	90%	12,130	野口計画管理株式会社	振込手数料含
R1.5.7	I	事務費	9	光ギガ(インターネット接続・固定電話通信料)		8,326	90%	7,493	株式会社H-Bit	
H31.4.25	I	事務費	10	AU携帯電話通信料		10,172	50%	5,086	KDDI株式会社	
H31.4.25	I	事務費	11	LTEフラットタブレット通信料		3,196	50%	1,598	KDDI株式会社	
H31.4.7	I	事務費	12	来客用お茶		2,160	90%	1,944	一保堂茶舗	
H31.4.27	I	事務費	13	来客用紅茶		2,160	90%	1,944	LUPICIA京都大丸ショップ	
H31.4.26	J	人件費	14	政務活動事務職員給料		48,500	90%	43,650		
H31.4.26	J	人件費	14	政務活動事務職員給料振込手数料		216	90%	194		
H31.4.1				政務活動費	400,000		100%	0		

(単位:円)

区分	項目名
A	調査研究費
B	研修費
C	広聴広報費
D	要請陳情等活動費
E	会議費
F	資料作成費
G	資料購入費
H	事務所費
I	事務費
J	人件費

支出件数	収入計 (A)	支出計 (B)	計上計 (C)
2件		10,199	5,099
0件		0	0
1件		10,800	10,800
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
2件		5,971	5,971
4件		89,136	80,222
5件		26,014	18,065
2件		48,716	43,844
16件	400,000	190,836	164,001
			(A)-(G) 235,999

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久		整理番号	①	②
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	ガソリン代				
支払金額	10199円	按分率	50%	計上額	5099円
按分率の考え方	政務活動に要した使用距離が明らかでない為				
備考					



納品書(領収書)

上原成商事株式会社
セルフ&カーケアセンター北白川SS
TEL: 075-781-6181 SS-055707

2019年04月05日 20:57 伝票No. 4795
通番2968

コスモ・ザ・カード 様

お買上 オーパス

11200
Rガソリン P04 ¥5675
数量 40.83(L)
単価 2139

合計 ¥5,675
(内消費税 ¥2197)
(内消費税等 ¥420)

承認No. 0007706665
支払方法 通常
4955-4955 02 2019/04/05
レシートを折りたたんで保管の際は
印字面が内側になる様にお願いします



納品書(領収書)

ガソリン税にも消費税が課税されて
います。

2019年04月15日 15:54

売上
ENEOS Tカード会員 様

ENEOS Tカード
車両番号 実車番 3761
0026-00
レギュラー P-01
29.00L *
156円 ¥4,524

合計 ¥4,524
(内消費税等(8.00%) ¥335)

Tポイント: 基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsl.te.jpにてご確認下
さい。

洗車キャンペーン
洗車300円引き!
期限: 2月末まで

中野石油株式会社 高野SS
京都府 京都市 左京区
田中上大久保町1
TEL: 075-791-4111 SS-620
レシートNo 5760-01 〒-5No6943-10
010岡本 圭司 2019/4

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久		整理番号	③	
費目	調査研究費・研修費（ <u>広報費</u> ）・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	ホームページ管理費				
支払金額	10800円	按分率	100%	計上額	10800円
按分率の考え方					
備考					
（領収書は、重ならないように貼付してください。）					
31.04.120 アスシステム(カ) ¥10,800 ③					

606-8212
京都市左京区田中里ノ内町81

2019 3 20

198277

1 頁

石田宗久事務所 御中

TEL:075-721-4301

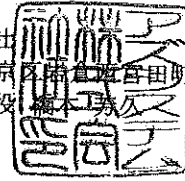
FAX:075-701-6187

00000-036

アズシステム株式会社
606-0011 京都市左京区田中里ノ内町84番地
代表取締役 橋本 秀久

TEL:075-707-3600

FAX:075-707-3601



みずほ銀行 京都中央支店
普通預金 1381958 アズシステム株式会社

その他御入金額

	10,800	0	10,800	0	10,000	800	10,800
2019/ 3/12	23686	【ご入金・その他】 (その他入金)				10,800	
		< 伝票合計 >				10,800	
2019/ 3/20	43877	00000-12-6 ホームページ活動報告更新費用	1	5,500	5,500	3月分	
		00000-14-1 レンタルサーバー利用料	1	4,500	4,500	3月分	
		< 伝票合計 >				10,000	
		《税込売上合計額》				800	
						10,800	
		《税抜売上合計額》				10,000	
		《消費税合計額》				800	

4月12日ご指定の口座から引き落としさせていただきます

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久		整理番号	④	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費（資料購入費）事務所費・事務費・人件費				
支払内容	京都新聞購読料				
支払金額	4037円	按分率	100%	計上額	4037円
按分率の考え方					
備考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
31.04.26 0 307 39 1(27) ¥4.037 ④					

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久	整理番号	⑤			
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)事務所費・事務費・人件費					
支払内容	聖教新聞購読料					
支払金額	1934円	按分率	100%	計上額	1934円	
按分率の考え方						
備考	自動引落としの為.支払日は5月7日					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)						
01:05:078 OF.5外5730 ¥1,934 ⑤						

新聞購読料 次回口座振替のお知らせ

石田 宗久 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額をご指定の口座より振替させていただきます。

2019年4月分

振替日 5月7日

次回振替金額	¥1,934
--------	--------

*振替中止の場合は、下記販売店へご連絡下さい。

*振替日は5/7です。4/26(金)までに口座にご準備ください。

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934

新聞購読料 口座振替済領収証

下記金額を口座振替により領収いたしました。

2019年3月分

振替日 3月27日

領収金額	¥1,934
------	--------

販売店 茂籠 哲生

住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
輿町238-2

TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079

お申込No. 26060-17750(624)



⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 $\frac{9}{10}$ (按分率の考え方: ⑥の考え方)
⑪ その他の事務費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 $\frac{9}{10}$ (按分率の考え方: ⑥の考え方)
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にする親族 1人 按分率 $\frac{9}{10}$ (按分率の考え方: 政務活動に関する事務のみ時間給で計算なおかつ⑥の考え方) <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者 人 按分率 / (按分率の考え方:) <hr/> 計 / 人
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 事務所賃借料 <input type="checkbox"/> 駐車場代 <input type="checkbox"/> 光熱水費等 <input type="checkbox"/> 固定電話等通信費 <input type="checkbox"/> その他の事務費 <input type="checkbox"/> 人件費
⑭ 補足事項等	(Blank)

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。

[参考] 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
 ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
 イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1/2で按分

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久	整理番号	⑥		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)事務費・人件費				
支払内容	政務活動事務所家賃・水道光熱費				
支払金額	60130円	按分率	90%	計上額	54117円
按分率の考え方	第8号様式(第7条関係)⑥の考え方				
備考	事務所状況等説明書あり				

領収証

石田事務所

様

No. ⑥

★ ¥60,130

但 4月分家賃 3月分水道光熱費

平成31年 < 月 4 日 上記正に領収いたしました



内 訳

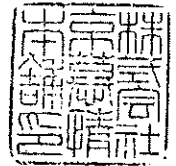
税抜金額

消費税額等(%)

20

r-55

京都市左京区田中里ノ内町81
(株)京慕情本舗



賃 貸 借 契 約 書

株式会社京慕情本舗 (以下甲という) と 石田 宗久 (以下乙という) とは第一条記載の物件の賃貸借につき次の通り契約を締結する。

- 第 一 条 (賃貸借の物件) 甲は次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
物件の表示 (別紙目録の通り)
- 第 二 条 (使用目的) 乙は賃借物件を甲の承認を受けた次の目的に使用するものとする。
使用目的 = (京都市議会議決事項事務所として使用する)
2 乙は前項に定める使用目的に関しては予めその細目について甲の承認を受け、その細目または使用目的を変更しようとする場合は、文章による甲の承認を受けなければならない。
第 三 条 (賃貸借の期間) 賃貸借の期間は甲から乙に対し賃貸物件を引き渡した日から満5年間とする。
2 賃貸借期間満了後における契約の更新は、双方で協議する。
3 前項賃貸借契約の更新のときは、乙は甲に更新手数料として、更新した時の賃料の2ヶ月分を支払わなければならない。
第 四 条 (賃 料) 賃料は毎月金 伍 萬 円也とする。
2 乙はその月分の賃料を毎月5日までに現金及び小切手並びに銀行振込のいずれかの方法で甲に支払わなくてはならない。手形、証券、物品等で支払うことはできない。
3 賃料の開始計算は賃貸物件を引き渡した日からとする。
4 契約の始期または終期に賃貸借の日数が一ヶ月に満たない時の賃料は、その月の日割りを以って計算する。

- 第五 条 (賃料の改定) 前条に定める賃料は、物価、附近の土地建物価格及びその賃貸価格、公租公課の変動、その他相当の事由あるときは、甲は何時でも改定することができる。
- 2 甲は賃料の改定については、甲乙間において誠意をもって協議決定するが、協議の整わない時は乙は甲の決定に異議なく従うものとする。
- 第六 条 (保証金) 乙はこの契約に基づく債務の履行を担保するため保証金として金 万円也を本契約締結と同時に甲に預け入れるものとする。但し保証金には利息を付けない。
- 2 乙が賃料の支払を延滞したり損害賠償その他この契約に基づく債務の支払の必要がある場合、甲は何時でも前項の保証金の一部または全部をその弁済に充当するが、乙は異議ないものとする。この場合、乙はその旨の旨の通知を受けた日より5日以内に保証金の不足額を補填しなければならぬ。
- 3 保証金は賃貸借物件を完全に明け渡した上、乙がこの契約に基づく一切の義務を履行した3ヵ月後に甲から乙に返済する。
- 第七 条 (営業規則) 乙は営業に関して、甲が別に定める営業規則を遵守しなければならない。
- 第八 条 (共同経費と管理費の負担) 次に掲げる経費は賃料に關係なく甲の計算に基づいて、乙が毎月甲に支払うものとする。
- イ、光熱及び給排水に要する経費。 ロ、甲が乙に貸与した電話通信に要する経費。
- ハ、塵埃処理及び清掃に要する経費。 ニ、保安に要する経費。
- ホ、その他必要な共同経費。
- 2 前各号以外で甲乙いずれの負担に属するか明らかでない経費については、甲乙協議の上決定する。
- 3 前項経費の支払期日及び支払方法は甲の指示に従うものとする。

- 第九 条 (遺作に係る贈税) 乙の遺作に係る部分に課せられる不動産取得税・固定資産税及びその他の諸税は乙の負担とする。
- 第十 条 (禁止事項) 乙は名義の如何に関わらず、この契約に基づく賃借物件、その他一切の権利の全部または一部を第三者に転貸し、もしくはその権利を他に譲渡し、またはこれを質入その他の担保に供し、もしくは営業の委任等をしてはならない。
- 2 乙は甲の承諾を得た場合のほかに賃借物件に表示広告等をしてはならない。
- 3 乙は賃借物件を前期の目的だけに使用し、甲から文章で承諾のない限り、賃借物件内に居住

に又かゝるものとする。

- イ、光熱及び給排水に要する経費。
 - ロ、甲が乙に貸与した電話通信に要する経費。
 - ハ、塵埃処理及び清掃に要する経費。
 - ニ、保安に要する経費。
 - ホ、その他必要な共同経費。
- 2 前各号以外で甲乙いずれの負担に属するか明らかでない経費については、甲乙協議の上決定する。
- 3 前項経費の支払期日及び支払方法は甲の指示に従うものとする。

第九 条 (造作に係る諸税) 乙の造作に係る部分に課せられる不動産取得税・固定資産税及びその他の諸税は乙の負担とする。

第十 条 (禁止事項) 乙は名義の如何に関わらず、この契約に基づく賃借物件、その他一切の権利の全部または一部を第三者に転貸し、もしくははその権利を他に譲渡し、またはこれを質入その他の担保に供し、もしくはは営業の委任等してはならない。

2 乙は甲の承諾を得た場合のほかは賃借物件に表示広告等をしてはならない。

3 乙は賃借物件を前期の目的だけに使用し、甲から文章で承諾のない限り、賃借物件内に居住しまたは居住させてはならない。

第十一 条 (組織変更) 乙の経営が個人から会社(法人組織)に、または会社から個人に切り替えるとき、もしくはは法人の組織変更のときは、乙は甲の文章による承諾を受け、新経営者において改めて甲と契約を締結しなければならない。

第十二 条 (代表者変更) 乙はその代表者(取締役、支店長、その他名称の如何に関わらず法律上または事実上賃貸借物件を使用しまたは支配する者)の変更があつた場合、この旨を直ちに文章で甲に届け出て承諾を受けなければならない。但し甲は調査の上適当と認めることが出来ない理由(第十条第一項に該当)がある場合は、第十九条を適用するものとする。

第十三 条 (内装及び附帯工事並びに原状変更) 賃貸借物件の内装及び附帯工事は乙の負担で設計施行を行い、災害予防上の工事及び原状変更は原則として、その設計施行を甲委託とし、その工事費は乙の負担とする。

2 前項の工事施行については、施工の前に文章による甲の承諾を得るのとし、無断で施行した場合は第二十条を適用するものとする。

第十四 条 (賃貸借物件の変更) 乙は甲が甲本来の使命達成のために、賃貸物件の変更(例えば出入口の

変更、階段の設置場所及び原状変更、面積の増減等)の必要が生じた場合は、甲の指示によりこれに応じなければならない。

- 第十五条 (管理) 乙は賃貸借物件及びその附属物件(錠・鍵等を含む)を善良なる管理者の注意をもつて管理しなければならない。
- 2 乙または乙の代理人、使用人、請負人及び乙の顧客が賃貸借物件及びその附属物件並びにこの建物の共用部分等を毀損した時、その他乙の責に帰すべき事由により、上記物件を滅失毀損した時は、乙は甲に対し直ちにこの旨を通告し、甲の蒙った損害を賠償しなければならぬ。この場合の損害額の算定は賠償当時の時価を基準とする。
- 3 賃貸借物件について修理または災害予防上措置を取るべき必要が生じた時は、乙は速やかに遅滞なく適切な処置をとらなければならない。
- 4 乙は建物内に爆発もしくは発火し易いもの、その他甲が危険と認めるもの、または悪臭を発生するもの、その他、他に迷惑を及ぼす物品は一切持ち込んではならない。
- 5 乙は乙に直接または間接的に関係ある者等に、甲並びに他の借借人の営業、執務の妨害、もしくは他に迷惑を及ぼす行為をさせてはならない。
- 6 乙は使用区域内において常に清潔、整頓を旨とし、建物の美観を害する一切の行為をしてはならない。
- 7 乙所有並びに占有物件は賃貸借物件の内外を問わず専ら乙においてその保管の責に任ずるものとする。
- 8 乙所有並びに占有物件の使用取り扱いの方法については本契約による外、甲の指示に従うものとする。
- 第十六条 (賃貸借契約物件の消滅または毀損) 天災、火災その他の事故により、賃貸借物件の全部または大部分が滅失または毀損した場合には、本契約は消滅する。

第十七条 (免責事項) 甲は天災、火災、盗難、諸施設の故障その他甲の故意によらず生じた乙の損害について、乙に対してその責を負わない。

2 乙が第十五条第三項に定めた措置を怠った場合には甲はこれらの諸原因による損害についてその責を負わない。

第十八条 (解約の申入れ) 甲または乙の都合により、賃貸借期間内に本契約を解除しようとするときは、甲または乙は六ヶ月前までに相手方に対しその予告をしなければならない。

- 6 乙は使用区域内において常に清潔、整頓を旨とし、建物の美観を害す一切の行為をしてはならない。
- 7 乙所有並びに占有物件は賃貸借物件の内外を問わず専ら乙においてその保管の責に任ずるものとする。
- 8 乙所有並びに占有物件の使用取り扱いは本契約による外、甲の指示に従うものとする。

第十六条 (賃貸借契約物件の消滅または毀損) 天災、火災その他の事故により、賃貸借物件の全部または

部分が消滅または毀損した場合は、この契約は終了する。

第十七条 (免責事項) 甲は天災、火災、盗難、諸施設の故障その他甲の故意によらず生じた乙の損害について、乙に対してその責を負わない。

- 2 乙が第十五条第三項に定めた措置を怠った場合には甲はこれらの諸原因による損害についてその責を負わない。

第十八条 (解約の申入れ) 甲または乙の都合により、賃貸借期間内に本契約を解除しようとするときは、甲または乙は六ヶ月前までに相手方に対しその予告をしなければならぬ。

第十九条 (契約違反) 乙がこの契約及び契約の諒解事項に違反した場合、甲は乙にその是正を請求することができる。

第二十条 (解約) 乙が次の各号の一つに該当するに至ったとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。この場合は第十八条の予告期間を適用しない。

- (イ) 賃料その他の支払を二ヶ月分以上怠った場合。
- (ロ) 破産宣告、会社更生手続きの開始決定のあった場合、または支払停止、支払不能の状態に立ち至った場合。
- (ハ) 禁治産者または準禁治産者の宣告を受けたとき。
- (ニ) 主務官公庁からその営業について取り消しの処分を受けたとき。
- (ホ) 営業者が廃業または解散、もしくは他に合併されたとき。
- (ヘ) 乙が死亡したとき。
- (ト) 乙や乙の使用人が甲の信用を失墜し、または秩序を害すると認められる行為をなし、その他著しく不都合の行為 (契約及び諒解事項違反の反復等) があったとき。

- (チ) 第十条第一項に該当するとき。
- (リ) 甲の承諾なくして店舗を閉鎖したとき。
- (ヌ) その他この契約に基づく義務及び契約の諒解事項に違反し、第十九条の請求受けるも是正しなかつたとき。

2 前項に規定する解約の原因により甲が損害を蒙ったときは、乙はこれを賠償しなければならぬ。

3 第一項の(イ)(リ)に該当するも、乙において誠意を示し、甲において契約の継続を相当と認めるときは、甲は乙に違約金を徴収してこれを継続させることができる。

第二十一条 (権利義務の承継) 前条第一項(ホ)(ヘ)の場合において営業承継者または相続人より権利義務の承継の申し入れがあった場合、甲は調査の上、適当と認められたときはこれを承継させることができる。

但し新承継者は甲と新たにこれに関する契約書を作成するまでは本貸借物件を使用することはできない。

第二十二条 (原状回復義務) 乙は契約期間の満了または第十八条及び第二十条の場合、甲に対しては一切の異議を申し立てることなく速やかに賃借物件を原状に回復して甲に返還しなければならぬ。

- 2 前項の規定による原状回復義務の履行は次の各号に従って処理しなければならない。
 - (イ) 乙は甲の指示した期間内に、乙の設備造作物物の一切をこの費用で撤去する。
 - (ロ) 乙は何等の名目をもってするを問わず賃貸借物件等について支出した金銭、その他の費用、移転費、立退き料、老舗料、暖簾料等これらに類する一切の要求を甲に請求しない。
 - (ハ) 乙が(イ)の期間内に原状の回復をしない場合は、甲はこの負担において自ら設備造作物

(イ) 乙が(イ)の期間内に撤去せず、甲が撤去を命じたときは、甲は撤去費用を負担する。

第二十三条 (立入権) 甲及びその使用人(代理人、臨時使用人等を含む)はこの物件の構造、修繕、修繕、防火、警備、その他、必要あるときは加納乙の賃借物件内に立入り、必要な措置を講ずることが出来る。

第二十四条 (使用人の賠償) 乙は乙の賃借場所を勤務する者の長若、使用人、臨時使用人甲に賠償しなけれ

の異議を申し立てることなく速やかに賃借物件を原状に回復して甲に返さなければならぬ。

- 2 前項の規定による原状回復義務の履行は次の各号に従って処理しなければならない。
- (イ) 乙は甲の指示した期間内に、乙の設備造作物件の一切を乙の費用で撤去する。
 - (ロ) 乙は何等の名目をもってするを問わず賃貸借物件等について支出した金銭、その他の費用、移転費、立退き料、老舗料、暖簾料等これらに類する一切の要求を甲に請求しない。
 - (ハ) 乙が(イ)の期間内に原状の回復をしない場合は、甲は乙の負担において自ら設備造作物件を撤去し、甲もまた撤去を欲しないときは、甲は賠償でこれを取扱し乙はこれを放棄したものとみなす。
- 第二十三条 (立入権) 甲及びその使用人(代理人、臨時雇用者等を含む)はこの建物の保安、衛生、防犯、防火、救護、その他、必要あるときは随時乙の賃借物件内に立入り、必要な措置を講ずることができ。
- 第二十四条 (使用人の報告) 乙はその賃借場所で勤務する者の氏名、住所、年齢等を甲に報告しなければならない。その移動のあった時も同様とする。
- 2 乙の使用人が本契約、その他の諸規定に違反し甲において不相当と認めるときは、乙は直ちに善処しなければならない。
- 第二十五条 (賃料遅延損害金) 乙が賃料の支払を第四条で定められた期日に支払わず、遅滞したときは日数に応じて甲が算出した損害金を、賃料に付加して甲に支払わなければならない。
- 第二十六条 (保証金と賃料) 乙は保証金をもって賃料の支払に代えることはできない。但し賃貸借が終了するか解約になった場合においては、賃料や経費の不払い、または損害金や違約金等を、甲は保証金と対等額において相殺し、なお不足のあるときは乙に対してこれを請求することができる。
- 第二十七条 (裁判管轄) この契約に関する訴訟については、甲の本社所在地を管轄する裁判所をもってする。
- 第二十八条 (公正証書の作成) 乙は甲の要求により、直ちに本契約事項に基づく公正証書を作成するものとする。
- 第二十九条 (保証人) 乙は甲が承認する連帯保証人一名と保証人一名を立てるものとする。

- 2 保証人は乙と連帯して甲に対して本契約に基づき債務履行の責に任ずるものとする。
- 3 保証人の財産その他に変更が生じ、甲が不適當と認めるときは、乙は異議なく甲の承認する他の保証人を立てるものとする。

第三十条 (諒解事項) 甲が別に定める賃貸借契約の諒解事項は、この契約の附属契約として、乙はこれを承認する。

附 則

- 第 一 条 (契約の発効時期) この契約は、甲より乙に賃貸物件引渡し告知の日から適用あるものとする。但し本契約第十四条、第十七条、第二十九条、第三十条は本契約と同時に効力を有するものとする。
- 第 二 条 (賃貸物件引渡しの告知) 賃貸物件引渡しの告知は文章をもってこれをなす。
- 第 三 条 (契約事項以外の事項) この契約に定めない事項については甲乙間において必要の都度協議決定する。

この契約の確実を保證するため本書2通を作成し、甲乙各一通を保有する。

平成 15 年 5 月 / 日

第三 条 (契約事項以外の事項)この契約に定めない事項については甲乙間において必要の都度協議決定する。

この契約の確実を保証するため本証書2通を作成し、甲乙各一通を保有する。

平成 15 年 5 月 / 日

京都市左京区田中里
株式会社 京 宮
代表取締役
番地 舖 彦

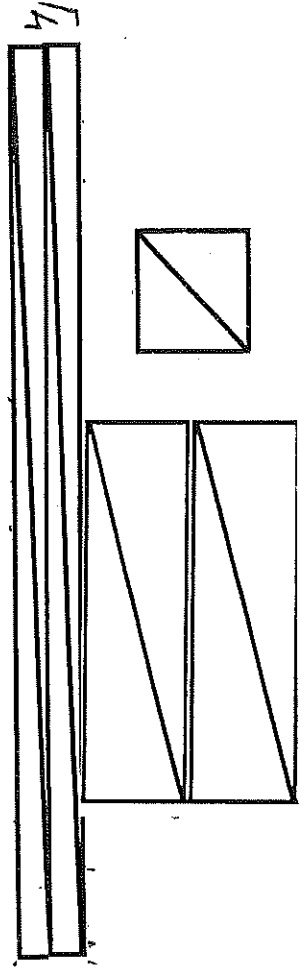
(甲)

京都市左京区一乗寺築田町67番地

石田 宗久

(乙)

(保証人)



賃貸借契約に関する説明事項

- 1 内装及び諸設備が甲の工事で施行したものであっても、保守、修繕、取替え等の経費はこの負担とする。
- 1 甲が行う補修・改修工事や甲または乙が第十三条第一項及び第十四条の工事をしなければならぬときは、乙は甲の指示により必要に応じて休業、休店しなければならない。
この場合、乙は甲に休業補償金、損害賠償金等これに類する一切の要求をすることはできない。
- 1 乙の賃借床面であっても他の入居者（出店者）と境を接する附近における隔壁面の使用、階段通路及び出入口の設定等については甲を含む関係者間で協議して決めることとし、協議の整わないときは乙は甲の指示するところに異議なく従うものとする。
- 1 甲は他の入居者（出店者）の過失及び故意によらず生じた乙の損害について、乙に対してその責を負わない。
- 1 乙は甲の書面による承諾がなれば、自己の業務の標識または商号や商標の一部に恰も甲の業務の一部であるかのように誤認させる虞のある文言を使用してはならない。
- 1 乙は賃貸借物件及び共用物件を使用する場合、第十五条の規定を遵守し、特に下記事項に注意する。
 - (イ) 常に火災の予防に注意し建物内で焚き火、炭火を使用しないこと。
また吸殻その他発火の虞のある塵芥等は必ず所定の場所に捨てること。
 - (ロ) 甲の施設した以外の灯具、冷暖房、放熱機器類は甲の書面で承諾のない限りこれを使用しないこと。
 - (ハ) 洗面所、便所、厨房は常に清潔にし、その目的以外に使用しないこと。

別紙 (物件目録)

建物の所在地と名称	京都市左京区田中里ノ内町8 1 番地	「宮川ビル」
建物の構造と規模	鉄骨4階建	(床=鉄筋コンクリート・壁=RC版ブロック)
賃貸借契約面積	3階	約 61.5 m ² (1フロア一)
本体設備	電気・都市ガス・上下水道	(但し室内取付け器具、その他諸施設附属のまま)

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久	整理番号	⑦		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)・事務費・人件費				
支払内容	政務活動車両ガレージ代・振込手数料				
支払金額	15528円	按分率	90%	計上額	13975円
按分率の考え方	第8号様式(第7条関係)⑥の考え方				
備考					

てください。)

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。
 ただいまご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。
 どうぞお確かめください。

年 月 日 取扱店 種番 取引番号
 31-04-23 [] 2488

銀行番号 支店番号 □ 座 番 号

お取引内容	お取引金額
お振り込み	¥15,420
時刻 受付番号	お取引後残高
12:27 0041	[]

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥108 利用料 ¥0
 京都中央信用金庫
 堀川支店
 普通預金 2360547
 か) エリツタテモノカソリ 様

ご依頼人 電話 0757014343
 イツタ ムネヒサ 様

※裏面のご案内もご覧ください。

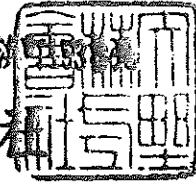
請求書 平成31年3月5日

No. _____

京都市中京区衣橋通御池下町長瀬

石田 宗久 様

矢野株式会社



下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 15420-

税率

消費税額等

%

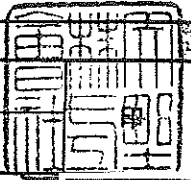
月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	摘要
1	マンション花木ガレージ区画番号16			15420	
2					
3	平成31年4月分				
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
	合計			15420	

自動車駐車契約書

A	名称	マンション花ノ木ガレージ	区画番号	16番
	所在地	京都市左京区一乗寺花ノ木町13番地		

B	契約期間	2011年07月21日から2012年07月20日までの1年間		
月額支払金額	駐車料	15,000円	一時支払金額	保証金 / 円
	C	合計金額	D	15,000円

駐車料金 支払方法 <small>(振込手数料は乙の負担とする)</small> E	家主持参払	振込銀行	
	自動振替	口座種目	No.
	銀行振込	(フリガナ) 口座名義	()
	口座振替	月額ガレージ代は借主指定口座から毎月26日(金融機関の休業日の際は翌営業日)に翌月分を引き落としするものとする。 引落としの手数料210円は借主の負担とする。	



貸主 (甲)	住所	〒604-8201 京都市中京区衣棚通御池下ル長浜町153		
	氏名	矢野株式会社	TEL	075-223-0161
借主 (乙)	現住所	〒606-8175 京都市左京区一乗寺築田町67		
	フリガナ 氏名	イシダ ムネヒサ 石田 宗久	TEL	
	勤務先(もしくは学校名)	名称	京都府議会議員	
	所在地	〒	TEL	
緊急連絡人	現住所	〒		
	フリガナ 氏名		TEL	
	勤務先(もしくは学校名)	名称		
	所在地	〒	TEL	
F	登録番号		車名	ワゴンR
			色	シルバー

今般貸主 矢野株式会社 (以下甲という) と

借主 石田 宗久 (以下乙という) との

間に本証書の通り自動車駐車契約を締結し、この契約を証するため、本証書2通を作成して甲乙双方署名捺印の上、各々その1通を保有する。

平成23年7月21日 (契約締結日)

主たる事務所	京都府知事免許(7)第7189号 京都市北区紫野西御所田町9-1 株式会社フラットエージェンシー 代表取締役 吉田光一	従たる事務所	株式会社フラットエージェンシー下鴨店 〒606-0864 京都市左京区下鴨高木町5-1 取引主任番号京都第028203号 西垣 卓 TEL 075-721-0669 FAX 075-721-0193

第1条 (使用目的)

甲は乙の自動車標記(F)を標記(A)の駐車指定位置に駐車させるものとする。駐車以外の目的で当該地を使用してはならない。

第2条 (自動車駐車契約期間)

自動車駐車契約期間は、標記(B)とする。但し、期間満了をもって本契約を終了させる旨の意思表示がないときは、本契約は前の期間と同一の期間、延長されるものとし、その後も同様とする。

第3条 (駐車料金)

- ① 駐車料金は月額標記(C)とし、乙は毎月25日までに翌月分を標記(E)の通り支払うこと。
- ② 前項の賃料が、将来土地に対する公租公課の増減もしくは経済事情、土地価格の変動により、近隣の土地(駐車場)の賃料に比較して不相当な額になったときは、本契約期間中であっても、甲は当該賃料の改定を請求することができる。
- ③ 本契約期間の開始日が月の中途である場合は、開始日の属する月の賃料等は、日割り計算(属する月の実日数で計算)とする。ただし、明渡し月については、日割り計算はせず、乙は、明渡し日が暦上の1ヶ月の中途であっても、その月の末日までの賃料等を支払うものとする。途中解約については、甲は既納の駐車料金は返金しないものとする。

第4条 (敷金)

- ① 乙は、本契約締結と同時に敷金、礼金として標記(D)を甲に支払う。
- ② 第3条により駐車料金に変更があった時は、乙に直ちに敷金との差額を甲に差し入れるものとする。
- ③ 甲は敷金に対し利息を付けない。
- ④ 第1項の敷金は解約の際返還するものとする。

第5条 (遵守事項)

乙は駐車場の利用について後記甲所定の使用規定を遵守しなければならない。

第6条 (承諾事項)

乙が所有する標記(F)の自動車を変更しようとする場合は、事前に誓面をもって甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。登録車以外の駐車はできないものとする。

第7条 (権利の譲渡及び転賃の禁止)

乙は、本契約に基づく甲の権利を他に譲渡すること及び転賃することができない。

第8条 (保管上の責任)

甲は乙に駐車場として左記を賃貸しているのであって、天災・地変・火災・盗難その他の事由により乙の車輛、付随物件及び積載物に損害を生じた場合でも甲の一切の責任を除外する。

第9条 (故意・過失による責任)

乙又はその関係者の故意又は過失によって甲の設備、造作その他駐車中の他の自動車等に生じた損害は、乙が賠償する責を負う。

第10条 (契約の解除)

乙は、敷金があるからと、駐車料の支払を1ヶ月以上怠ったとき、本契約に違反したとき、その他連絡が取れない等甲において本契約を維持しがたい事情が発生したときは、甲は催告を要せず、本契約を解約することができる。

第11条 (契約の解約予告)

第2条の期間中においてこの契約を解約しようとするときは、乙は、1ヶ月以上前までに誓面を以て甲に対して予告しなければならない。即時解約の場合は1ヶ月分の賃料相当額を支払わなければならない。

第12条 (甲による契約の解除)

甲においてこの契約を解約しようとするときは3ヶ月以上の予告を以て解約することができる。乙はこれを拒むことはできない。

第13条 (協議)

本契約に定めなき事項については、甲、乙、協議の上定める。

第14条 (遅延損害金)

賃料遅延による損害金は、年率14.6%として計算し、又督促手数料2,100円を賃料と共に乙は甲、又は管理会社に支払うものとする。

第15条 (車庫証明)

乙は車庫証明を希望する場合は、甲へ手数料金 支払うものとする。

第16条 (連帯保証人)

連帯保証人は乙と連帯して、本契約に基づく一切の債務、其他種々の責任問題に関して、責任遂行及び約束履行の責を負うものとし、なお、連帯保証人は更新後においても乙と連帯して法定更新・合意更新を問わず、また更新の回数に関わらず更新後の契約に対しても連帯保証の責を負うものとし、連帯保証人として不適当と甲が認めたときは乙は直ちに甲の承認する他の連帯保証人を立てなければなりません。

2 第10条による契約解除につき、それに関わる一切の通知は連帯保証人宛とします。(連帯保証人無き場合は、乙宛とする。)乙の行方不明の場合は乙は連帯保証人に明け渡し容認の代理権及び遺留品管理処分権限を与えてあることを確認します。

3 乙は、下記の場合は賃貸借契約の解除権・解除通知受領権並びにその他の解除に関する一切の権限・義務の履行を連帯保証人に委任します。乙は連帯保証人による権限の行使及びその結果については、甲並びに連帯保証人に対し損害賠償請求や不服申し立てを致しません。

- ① 賃料の支払いを1ヶ月以上怠り、甲の再三の督促にも関わらずその支払いをしないとき
- ② 甲・管理会社への通知なく、所在不明のまま2ヶ月以上を経過したとき
- ③ 死亡または、破産その他の事由により、契約の履行が困難な状態に陥ったとき

約事項

駐 車 場 使 用 規 定

乙は、本駐車場の使用にあたり、他の使用者、および当該駐車場に出入りする者に対する安全、並びに環境の保全に最大限の注意を払わなければならない。乙は、下記事項を遵守すること。

- ① 駐車場内は、最徐行で運転すること。駐車の際、**前進駐車**が(必要・不要)です。
- ② 所定以外の場所に駐車しないこと
- ③ 駐車場内では喫煙しないこと。
- ④ 引火物や危険物の持ち込みや留置をしないこと。私物を置かないこと。
- ⑤ 乙は、氏名、住所、電話番号等に変更があった時は、遅滞なく甲に通知しなければならない。

マンション花ノ木ガレージ
03号 石田 宗久 様

平成 26 年 3 月 3 日

賃貸人 住 所 京都市中京区衣棚通御池下ル長浜町 153
氏 名 矢野株式会社

『 消費税率改正に伴う駐車料(賃料)変更のお知らせ 』

拝啓 厳寒の候、益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。
平素は、当駐車場の管理運営にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
でございます。

さて、平成 25 年 10 月 1 日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」(以下、「改正法」)に基づき、政府は消費税を平成 26 年 4 月 1 日に、5%から 8%に引き上げることを閣議決定しました。

消費税率の改正に伴い、ご契約をいただいております駐車料金につきましても、平成 26 年 4 月 1 日以降、消費税相当分が 5%から 8%に改定されますのでご通知申し上げます。

皆様様には誠に恐縮ですが、適正な消費税率の適用につきまして、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

〈変更の内容〉

物件所在	京都市左京区一乗寺花ノ木町 13 番地
契約区画	マンション花ノ木ガレージ 03 号
変更時期	平成 26 年 4 月分(平成 26 年 3 月末お支払分より)
変更内容	月額 15,000 円から、月額 15,420 円に改定

以上

株式会社フラットエージェンシー
下鴨店 担当 吉田創一
TEL : 075-721-0669

平成26年3月吉日

お客様各位

消費税引き上げに伴う賃料変更のお知らせ

拝啓 早春の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年4月1日以降、消費税の改正により、税率が5%から8%へ引き上げとなります。

伴いまして、ご契約頂いております「葵ガレージ」の賃料が、平成26年4月分(3月27日お支払分)より改正後税率8%の適用となりますので、お知らせ致します。

現行のガレージ賃料が消費税5%を含んだ金額となっておりますので、4月分より消費税8%を含んだ金額へ変更させていただきます。

下記をご確認頂き、ご不明点等がございましたら、管理会社までご連絡下さい。

※ 賃料のお支払方法が口座振替のお客様につきましては、口座振替手数料の消費税につきましても、平成26年4月1日以降分より改正後の税率8%となります。

今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 税率改正後の賃料は以下のとおりです。

現在の賃料(消費税5%適用) 月額13,000円(賃料12,380円+消費税620円)

変更後の賃料(消費税8%適用) 月額13,370円(賃料12,380円+消費税990円)

2. 消費税・消費税額の変更に関する覚書等の作成と取り交わしは、省略させていただきます。

以上

賃貸人 宗教法人田中神社

<お問合せ先>

管理会社 野口計画管理株式会社

TEL 075-353-3371

マンション花ノ木 (No.15215)
入居者の皆様 へ

賃 貸 人 矢野株式会社

新管理会社 株式会社 エリッツ建物管理



管理委託会社変更のお知らせ

平素は当マンションにご入居・ご契約いただき誠にありがとうございます。又、格別のご高配をたまり重ねて御礼申し上げます。

さて早速ではございますが、この度、当マンションの管理委託先を、平成 29年 5月 1日から、株式会社エリッツ建物管理へと変更いたしますので、お知らせさせていただきます。本来ならば、お伺いしごあいさつ申しあげべきところではございますが、取り急ぎ文書にて、ご通知申し上げます。

今後の家賃等のお支払い方法およびお問い合わせの連絡先は、下記のとおり変更となりますので、お間違いのないようよろしくお願いいたします。

記

1. 家賃等のお支払い方法の変更について

平成 29年 5月分の家賃等(平成 29年 4月末までにお支払い頂くお金)より
以下①・②いずれかの方法にてお支払いください。

★①銀行振込先

振込先口座	京都中央信用金庫 堀川支店 (普通預金) 2360547	カンリ株式会社 エリッツ建物管理
-------	---------------------------------	------------------

※ 振込手数料は、入居者様のご負担となります。

※ 以前のお支払い先へご入金された場合は、家賃等の未納扱いとなりますので、ご注意ください。

②口座振替手続方法

「京都中央信用金庫」であれば口座振替がご利用いただけます。

右半分の書類に必要事項をご記入・押印のうえ、京都中央信用金庫で、預金口座の開設と預金口座振替のお手続きを済ませ、「預金口座振替申込書」を受取り、エリッツ建物管理までご返送ください。

「預金口座振替申込書」が 10日までに弊社まで到着した場合は、当月末期日分からの口座振替が始まります。

平成 29年 4月 10日迄着 →平成 29年 5月分の家賃等から、預金口座振替開始

平成 29年 4月 11日以降着 →平成 29年 6月分の家賃等から、預金口座振替開始

家賃等の口座振替日は毎月 1日です。(金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に引落されます。)
家賃等は必ず月末までに、前もってお客様の預金口座へご入金下さい。

振替手数料は 1回につき、200円(税別)が加算されます。

預金残高不足等で振替ができなかった場合、数日後に 2回目の振替をいたします。但し、2回目の振替では、新たに振替手数料が加算され合計 400円(税別)のご負担となります。

2. お問い合わせの連絡先

〒602-8004

京都市上京区下長者町通室町西入西鷹司町 8
TEL : 075-411-5110 FAX : 075-411-5122

エリッツ御所ビル 1階
E-mail : kanri@elitz.jp

株式会社 エリッツ建物管理 管理課

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

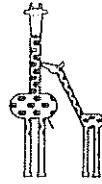
議員氏名(会派名)	石田宗久	整理番号	⑧		
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支払内容	来客用ガレージ代（振込手数料含まれる）				
支払金額	13478円	按分率	90%	計上額	12130円
按分率の考え方	第8号様式（第7条関係）⑥の考え方				
備考	自動引き落としの為、支払日は5月7日				
<p>（領収書は、重ならないように貼付してください。）</p> <p>01.05.070 野口 賃料等 ￥13,478 ⑧</p>					

〒606-8212

京都府京都市左京区田中里/内町81

家賃お知らせ

石田 宗久 様



野口計画管理株式会社

代表取締役社長 野口 政男

京都市下京区高辻通室町西入繁昌町295番地5

TEL 075-353-3371 FAX 075-351-2230

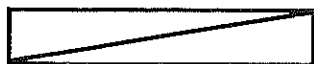
弊社管理物件をご利用頂き、誠にありがとうございます。
 ご利用頂いております物件の今回ご請求額は、下記の通りとなっております。

物件名 葵ガレージ 75号室

内訳 平成31年4月

該当年月	項目名	請求額	消費税	合計額	備考
2019年4月	駐車料	13,370		13,370	
2019年4月	口座振替手数料	100	8	108	
請求額		¥13,478	預り金合計		【今回請求額】
					¥13,478

【引落口座】



支店

インダム社

石田 宗久

通信欄

引落日までに引落口座の残高確認をお願い致します。
 尚、残高不足により引落しができなかった場合、再度の引落しは
 できません。振込み入金となります。

駐車場貸借契約書

宗教法人 田中神社（以下「甲」という）と石田 宗久（以下「乙」という）は、葵ガレージ（以下本駐車場という）における自動車の駐車に関して下記の通り貸借契約を締結する。

第 1 条 甲は乙に、本駐車場のNo（ 73 ）の区画の 1 台分（以下本物件という）を賃貸し、乙はこれを賃借する。

第 2 条 本物件に乙が駐車する車輻は、下記の通りで、1区画1台とし来客用として使用する。
変更の有る場合は、乙は甲に速やかに文書でもって通知する。

①メーカー名 _____ 来客用 _____

②車種 _____ (車体色 _____)

③登録番号 _____

第 3 条 本物件の貸借契約期間は、平成20年7月 1日より平成21年6月 末日までの1年間とする。但し、契約満了の1ヶ月までに甲又は乙から異議ない限り本契約は自動的に同一条件で1年間更新されるものとする。

第 4 条 乙は本契約に基づく一切の債務を担保する為、甲に保証金として1台当り金13,000円也を預託する。保証金は無利息とし、本契約が終了した時に乙に返却する。
但し、契約締結後1年以内に解約の場合は、保証金は返却されない。

第 5 条 賃料は1台当り月額13,000円也とし、乙は甲の指定の口座に、毎月27日までに翌月分を支払う。その際の支払いに係る手数料は乙の負担とする。

尚、賃料の改定が必要となった時は、甲より乙への1ヶ月前の通知をもって改定する。

口座振替集金口座 京都中央信用金庫 本店(替)1257106 野口計画管理株式会社

第 6 条 自動車保管場所使用承諾書を発行する場合は、1通につき金10,500円(税込)の事務手数料及び初穂料を乙は管理会社に支払う。

第 7 条 乙は本駐車場内に、物品、工作物の設置等、契約車輻の駐車以外に使用してはならない。

第 8 条 乙は本物件の使用について、甲及び管理会社の指示に従う。

乙は本駐車場の保安・美観維持に協力する。

第 9 条 火災、盗難その他甲及び管理会社以外の者の責に帰すべき事由又は不可抗力による乙の損害については、甲及び管理会社は一切責任を負わない。

第 10 条 乙が故意又は過失により本駐車場及びその付帯設備又は他の車輻に損害を与えた場合、乙がこれを賠償し甲及び管理会社は一切責任を負わない。

第 11 条 甲乙当事者に於いて本契約期間中、本契約を解約する場合は1ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができる。この場合、甲乙共に無条件で応じるものとする。尚、明け渡し日が暦上の1ヶ月の途中であっても、その月の末日までの賃料を乙は甲に支払う。

第 12 条 乙において下記の事由が生じた時は、甲は何らの通告、催告をすることなく、本契約を解除する

ことができる。

- 本駐車場で駐車以外の逸脱行為をした時。
- 賃料の支払いを2ヶ月以上遅延した時。
- 甲及び管理会社の指示に従わない時。
- 乙が暴力団組織・反社会的組織等の関係者と判明した時。
- 乙が公序良俗に反する行為を行った時。
- 乙が他の賃借人及び近隣へ迷惑をかけた時。

第13条 甲は、乙が本物件を第三者に転貸、又は譲渡する事を禁止する。

第14条 甲及び乙は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項については、当事者は関係法規並びに習慣に従い、誠意をもって協議の上善処するものとする。

第15条 この契約にかかわる紛争については、甲の所在地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを乙は合意する。

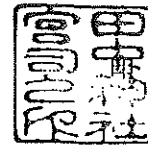
特記事項 本駐車場は田中神社の境内地です。賃借人は田中神社を崇敬される方とする。

また、田中神社の行事（大祭及び境内工事等）期間中においては、速やかに本物件の明渡しに応じるものとし、その際の代替地はないものとする。

以上、本契約締結の証として本契約書2通を作成し署名捺印の上各1通を所持するものとする。

平成20年 7月 / 日

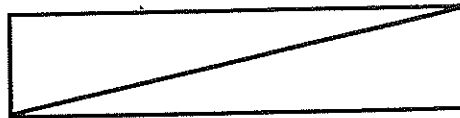
賃貸人(甲) 住所 京都市左京区田中西樋ノ口町1番地
氏名 宗教法人 田中神社
代表役員 山田 敦子



賃借人(乙) 住所 京都市左京区田中里ノ内町81
氏名 石田 宗久
TEL 075-721-4301



緊急時の連絡先 名称



TEL

甲の代理人及び管理会社 京都市下京区高辻通室町西入繁昌町295番地5
野口計画管理株式会社
代表取締役社長 野口 政男
電話 (075) 353-3371

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久	整理番号	⑨		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費				
支払内容	固定電話通信料・インターネット接続料				
支払金額	8326円	按分率	90%	計上額	7493円
按分率の考え方	第8号様式（第7条関係）⑥の考え方				
備考	自動引き落としの為、支払日は5月7日				
（領収書は、重ならないように貼付してください。）					
01.05.07 0 RKS(ハ化*ツリ) ¥8,326 ⑨					

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久	整理番号	⑩		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)人件費				
支払内容	携帯電話通信料				
支払金額	10172円	按分率	50%	計上額	5086円
按分率の考え方	使用実態など政務活動の割合が明らかでない為				
備考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
31.04.25 0 KDDI(株) ¥10,172 ⑩					

料金内訳書

料金を支払ったお客様へ
 発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 4月 5日
 KDDI株式会社
 〒100-0005 東京都千代田区千代田2-1-1

ご利用料金を支払ったお客様へ
 発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 4月 5日
 KDDI株式会社
 〒100-0005 東京都千代田区千代田2-1-1

料金内訳書 <凡例>税込または免税料金等:「*」、旧税率計算対象料金:「#」、旧税率計算対象料金:「#」

ご請求コード

ご利用年月

10,172円

2019年 3月

合計

10,172円

● au 電話料金
 ご利用番号
 <3月ご利用内訳>
 ▼ プラン利用料
 auビタットプラン (カケホ/V)
 2年契約
 LTE NET
 auビタットプラン (アータ/V)
 ▼ オプション使用料
 電話言はんバック
 故障発生サポート
 ▼ 通話料/auビタットプラン (カケホ/V)
 通話料
 SMS (Cメール) 送信料
 auビタットプラン (カケホ/V) 割引額
 ▼ ユニバーサルサービス料
 ▼ 消費税等 (8%)
 auご利用月額は2019年 4月

● au 機器代金
 ご利用番号
 <3月ご利用内訳>
 ▼ 購入機器代金
 アップグレードプログラム料
 分割支払金
 分割支払金

● auかんたん決済利用料
 ご利用番号
 ▼ auかんたん決済利用料
 auスマートパスプレミアム/税込

● 紙請求発行手数料/その他料金
 ▼ 紙請求発行手数料
 ▼ 消費税等 (8%)
 ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
● au 電話料金	6,839		
ご利用番号	6,839		
<3月ご利用内訳>	5,480		
▼ プラン利用料			
auビタットプラン (カケホ/V)	3,980		auお客様コード
2年契約	-1,500		
LTE NET	300		
auビタットプラン (アータ/V)	2,700		データ利用量は1GB~2GBです。
▼ オプション使用料			
電話言はんバック	300		
故障発生サポート	360		
▼ 通話料/auビタットプラン (カケホ/V)			
通話料	30,220		
SMS (Cメール) 送信料	171		
auビタットプラン (カケホ/V) 割引額	-30,220		
▼ ユニバーサルサービス料			
▼ 消費税等 (8%)	2		
auご利用月額は2019年 4月	506		1番号当たり 2円のご請求となります。 8%消費税の課税対象額 6,333円
● au 機器代金	2,579		
ご利用番号	2,579		
<3月ご利用内訳>	2,579		
▼ 購入機器代金			
アップグレードプログラム料	390		アップグレードプログラムEX アップグレードプログラムが利用可能です。 36回払い29回目。残額 10,668円 48回払い14回目。残額 22,610円
分割支払金	1,524		
分割支払金	665		
● auかんたん決済利用料	538		
ご利用番号	538		
▼ auかんたん決済利用料			
auスマートパスプレミアム/税込	538		
● 紙請求発行手数料/その他料金	200		
▼ 紙請求発行手数料	16		
▼ 消費税等 (8%)	184		
● 合計	6,839		
● 合計	2,579		
● 合計	538		
● 合計	216円		

※ 画面もご確認ください

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田 宗久	整理番号	①①			
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費					事務費・人件費
支払内容	LTEフラット タブレット通信料					
支払金額	3196円	按分率	50%	計上額	1598円	
按分率の考え方	使用実態など政務活動の割合が明らかでない為					
備考	<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p>31.04.25 0 KDDIツヨクパ(印) ¥3,196 ①①</p>					

料金内訳書

<凡例> * : 税込または免税料金等、# : 旧税率計算対象料金
内訳に「*」がある料金は、「消費税等」「課税対象額」の計算対象外です。

● au 電話料金		● 合計	
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
ご利用番号	3,196		
< 3月ご利用内訳 >	3,196		auお客様コード
▼プラン利用料	2,960		
LTEフラット for Tab (i)		6,700	
2年契約		-1,000	
基本使用料割引額		-2,740	LTEフラット for Tab (i) (特約による割引)
LTE NET		300	
オプション使用料割引額		-300	LTE NET (特約による割引)
▼オプション使用料	0		
テザリングオプション		500	
オプション使用料割引額		-500	テザリングオプション (特約による割引)
▼ユニバーサルサービス料	2		1番号当たり 2円のご請求となります。
▼その他割引額 (特約)	-2		
▼消費税等 (8%)	236		8%消費税の課税対象額 2,960円
auご利用月数は2019年 4月で			
[LTE・WiMAX2+等通信量]	0.44GB		

● 総合計 3,196円

・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久	整理番号	⑫ ⑬
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	来客用お茶・紅茶代		
支払金額	4320円	按分率	90% 計上額 3888円
按分率の考え方	第8号様式(第7条関係)⑥の考え方		
備考			

⑫ 一保堂茶舗

京都市中京区千本通二条上ル
TEL 075(211)3421

ご来店ありがとうございました
営業時間 本店9:00-18:00
喫茶10:00-17:30(L.O)
オンラインショップもございます
<http://shop.ippodo-tea.co.jp>

2019年 4月 7日(日) 15:23 No:0011

000000601202
0601極上ほうじ茶200g袋
単1,000×2個 ¥2,000

小計 ¥2,000
外税対象額 8.00% ¥2,000
外税 8.00% ¥160
合計 ¥2,160
(内消費税等 ¥160)

お預り ¥5,160
(消費税等 ¥160)
お釣り ¥3,000

#1

販売:00000270:稲本
責No:00000001:責1
取引No8771 2点買

⑬ LUPICIA

京都大丸ショップ
京都府京都市下京区四條高倉
西入立売西町79大丸京都店B1F
075-241-7010

お買い上げ商品明細
※レシートではございません
www.lupicia.com

2019年04月27日(土) 17:35:47

NILGIRI BOP
@500×4 ¥2,000外

小計 ¥2,000
消費税 ¥160
合計 ¥2,160

お預り ¥2,160
おつり ¥0

店:9126 しゃり:01 4点買 No:087760
責:岡澤(店) 販:岡澤(店)

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2019 年(西暦) 4 月分 氏名

日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)			
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間	
1	月				0:00			0:00	
2	火				0:00			0:00	
3	水				0:00			0:00	
4	木				0:00			0:00	
5	金				0:00			0:00	
8	月				0:00			0:00	
9	火	10:30	18:00	2:30	5:00			0:00	
10	水	9:30	17:00	1:30	6:00			0:00	
11	木				0:00			0:00	
12	金				0:00			0:00	
15	月				0:00			0:00	
16	火				0:00			0:00	
17	水	9:00	17:00	1:00	7:00			0:00	
18	木	9:00	17:00	2:00	6:00			0:00	
19	金	9:30	16:00		6:30			0:00	
22	月	10:00	12:00		2:00			0:00	
23	火	9:30	16:30		7:00			0:00	
24	水				0:00			0:00	
25	木	9:00	13:00		4:00			0:00	
26	金	9:00	15:00	1:00	5:00			0:00	
29	月				0:00			0:00	
30	火				0:00			0:00	
					0:00			0:00	
計		9日間勤務(D)			(A)	48:30	計 (A')		0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 石田宗久

【総支給額の計算】

- ① 時給の場合 (A) [48.5 時間] × [単価 1,000 円] = 48,500 円 (B)
- ①' 月額の場合
- ② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (C)
- ③ 通勤手当・日額の場合 (D) [9 日] × [単価 円] = 0 円 (E)
- ③' " 月額の場合
- ④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 48,500 円 (F)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】



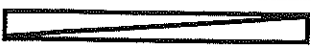

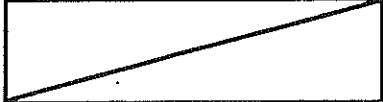



(F) - [円(G)(所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 48,500 円 (H)

金 48,500 円 (H) 左記金額を確かに領収致しました。
2019年 4月 26日 氏名

【政務活動費充当額の計算】

- 給与 実支給額(H) [48,500 円] × [按分率 90 %] = 43,650 円 (I)
- 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 90 %] = 0 円 (J)
- 諸控除額 (G) [円] × [按分率 90 %] = 0 円 (K)
- 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 43,650 円

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		 日生
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	2015年 4月 30日から 2019年 4月 29日まで	
就 業 場 所	京都市左京区田中里ノ内町81 ・ 他	
仕 事 内 容	政務調査活動にかかわる事務仕事全般	
就 業 時 間 (休憩時間)	午前 午後9時00分から 午前・午後5時00分まで (業務内容によって変動)	
休 日	業務内容によって変動	
給 与 (賃 金)	時給1000円 交通費1日420円	
給 与 支 払	毎月分を月末または翌月1日に支払い	
給 与 振 込 先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">2015年 4 月 30日</p> <p>雇用者 石 田 宗 久 </p> <p>被雇用者  </p>		